

おおた区民活動団体連絡会 令和 5（2023）年度定期総会

議案書—(案)—



議案 1 令和 4(2022) 年度（2022 年 4 月～2023 年 3 月）事業報告—(案)—

組織運営

・ 定期総会

令和 4（2022）年 5 月 27 日（金） mics おおた教室
参加正会員 18 団体 書面議決 20 団体 合計 38 団体

・ 世話人会 基本的に毎月開催

令和 4（2022）年 6 月～令和 5（2023）年 3 月まで年間 11 回開催

（感染症予防対策により休会 1 回）

- ・ 区民活動団体データブックの作成はコロナ禍により各区民活動団体の感染予防による活動の縮小等で活動紙面を組むことが出来ず、HP の充実へとシフトしていく方針を立て HP 開設を行いました。
- ・ メーリングリストを活用し、ニュース、世話人会情報、後援をしたイベント、会員団体のイベント、活用できる助成制度などの情報を適宜提供。
- ・ プロジェクターの貸し出し事業 1 件 山王 1・2 丁目自治会
- ・ 大田区企画経営部企画課 公民連携デスク 1 月 27 日（金）連携、協働を求めて話し合いを実施。

交流事業

- ・ 「おおた区民活動団体連絡会 10 周年 プラス ワン」11 月 23 日（水・勤労感謝の日） LUZ 大森大集会室 参加者 38 名



- ・区民活動ツアー・茶論は後援した「全国地域おこし名人・達人サミット in おおた」大田産業プラザ Pio にて 12 月 3 日(土)、4 日(日)開催の分科会運営の協力にて実行しました。

3 日(土)全体会における分科会の説明を行いました。

4 日(日)分科会運営

分科会 A-1 講演型「地域の名人・達人を発見！地域情報紙から読み解く」18 特別出張

所を中心に自治会連合長会の地域情報紙編集長に参加を要請し、地域情報紙の果たす役割、地域コミュニティの発信力についての講演を行いました。参加者 40 名

分科会 A-2 講演型「障がい者と仕事、女性や若者と仕事」様々な働き方を支援する活動から未来型の働き方を検討しました。参加者 30 名

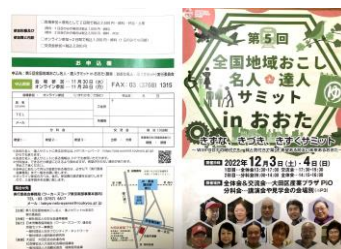
分科会 B-1 講演型「地域のつなぎ役として何が昨日しているのか？」大田区内の子供・防災・高齢の現場の実践具体例を 7 名の名人からお聞きし希望ある大田に向けての検討を行いました。参加者 25 名

分科会 B-2-1 見学型「大田区の実践 SDG s を感じる町歩きツアー：羽田」漁業の町から米軍の強制退去・接收、世界の玄関口変遷を見守ってきた名人から過去・現在・未来を学びました。参加者 20 名

分科会 B-2-1 見学型「大田区の実践 SDG s を感じる町歩きツアー：洗足池」都内でも珍しい風致地区を保つための管理の難しさ、勝海舟ゆかりの地として歴史と自然を感じる散策を行いました。参加者 18 名

連携協力事業

・懇談会



- 大田区役所区民協働担当との懇談会 大田 NPO 活動団体交流会と共同開催（別紙参照）

令和 4（2022）年 6 月 20 日（月）18:30-20:30 カムカム新蒲田

地域力推進部長・課長・区民協働担当係長 社会教育担当係長 当連絡会出席 6 名
NPO 活動団体連絡会 2 名

- 大田区人事部人事課研修 令和 4 年度大田区職員研修「採用 2 年目研修」講師派遣

- 大田区社会福祉協議会との懇談会 大田区 NPO 活動団体交流会と共同開催（別紙参照）

令和 4（2022）年 6 月 3 日（金）14:00-16:00 大田区社会福祉センター 7 階 多目的室
事務局長、次長、おおた地域共生ボランティアセンター長、担当係長 2 名 計 5 名

当連絡会出席 3 名 NPO 活動団体連絡会 2 名

- 大田区社会福祉協議会「歳末たすけあい募金」に後援イベント等での募金箱設置による協力



イベント参加・協力

○こらば大森主催 区民活動レベルアップ講座 2月18日(土)産業プラザPio 会議室C

講師・松原明(協力世界 代表) 富永和夫(NPO フェージョン長池創始者)

後援・企画運営協力、周知協力、参加協力しました。

○大田区主催「NPO・区民活動フォーラム」交流会企画運営協力をしました。



審議会等の委員

○大田区地域福祉計画推進会議 委員(共同代表・浜洋子)

後援事業(会員団体事業を後援)

○EXPRESSION 朗読劇「リトル・ツリー」令和4(2022)年9月25日(日)大田区民プラザ小ホール

○NPO 法人ユースコミュニティー クラウドファンディング事業応援メッセージ・コメント 10月

○第15回ユニバーサル駅伝大会 令和4(2022)年10月30日(日)平和の森公園

○全国地域おこし名人・達人サミット in おおた 上記記載

○「私、精神科医編」演劇鑑賞会+トークイベント

障がい者啓発グループ ツタエルチカラ

令和4年(2022)年12月17日(土) 工学院大学 大教室



学習会事業

茶論(さろん)は上記「全国地域おこし名人・達人サミット in おおた」にて自治会連合会その他の団体との協働により講演を開催。



区民活動団体として様々な活動で一緒しました。茂野俊哉さんがお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りいたします。

議案 2 令和 4（2022）年度（2022 年 4 月～2023 年 3 月）会計報告及び会計監査報告
別紙

議案 3 令和 5（2023）年度（2023 年 4 月～2024 年 3 月）目標―(案)―

大田区における NPO・区民活動団体の信用と信頼を高める

目標 1 オーちゃんネット登録団体の加入を得る

区主催の区民活動コーディネーター養成講座の受講者・修了者の所属団体、NPO・区民活動フォーラムの参加団体等に対して加入促進を行う。

目標 2 「おおた区民活動団体連絡会「交流会」開催

団体間連携が深まるよう、コーディネート役として交流を図る。

目標 3 地域力を推進する団体として組織の経験の蓄積と区政における認知を高める

地域において、多様な人材や団体の連携・協働が進んでいくための礎となるため、組織としての経験の蓄積を高める。おおた区民活動団体連絡会が NPO・区民活動団体の連合体として発信できる団体となるよう努める。

議案 4 令和 5（2023）年度（2023 年 4 月～2024 年 3 月）事業計画―(案)―

時期	事業
通年（年 10 回程度）	世話人会
通年（年 2 回程度）	連絡会ニュースの発行
通年（随時）	会員団体主催共催事業への後援
通年（随時）	他団体実施の各種学習会への講師派遣
通年（随時）	区の審議会等の委員派遣
4 月 28 日（金）	令和 5(2023)年度定期総会 大田区立消費者・生活センター
6 月	大田区役所区民協働担当との懇談会 会場・生活センター 講座室等
6 月	大田区社会福祉協議会との懇談会 会場・社会福祉センター7 階 多目的室等
8 月	第 19 回茶論（さろん）
10 月	区民活動ツアー
12 月	おおた区民活動団体連絡会会員団体交流会
6 年 2 月	大田区主催「NPO・区民活動フォーラム」協力
通年目標	大田区における NPO・区民活動団体の信用と信頼を高める

* 茶論（さろん）、区民活動ツアーのテーマは、会員団体等の取り組み分野から選びます。

* アンケート調査後「区民活動団体データブック」の作成時期を検討していきます。

議案5 令和5（2023）年度（2023年4月～2024年3月）予算別紙

議案6 令和5（2023）年度（2023年4月～2024年3月）世話人—(案)—

＊会則第7条第1項 「世話人は、正会員から選出し、5名以上で構成します。」

（団体名の法人呼称を除く 50 音順）

団体名	氏名	備考
おおた・子育てわいわいフェスタ連絡会	大河内 千恵子 (オホウチ チエコ)	(再)
NPO法人大森まちづくりカフェ	奥田 和子 (オクダ カズコ)	(再)
サードエイジサロン	中西 光彦 (ナカニシ テルヒコ)	(再)
NPO法人男女共同参画おおた	青木 千恵 (アキチ チエ)	(再)
NEXPOふれあいネットワーク	柳谷 由美 (ヤギヤ ユミ)	(再)
NPO法人大田区介護支援専門員連絡会	浜 洋子 (ハマ ヨウコ)	(再)
NPO法人ユースコミュニティー	濱住 邦彦 (ハスミ クニヒコ)	(再)
NPO法人読み聞かせネットワークヒッポ	近藤 真奈美 (コトウ マナミ)	(再)

以上8名

世話人は会員団体から積極的に参加いただきたく、いつでもお申し出ください。

おおた区民活動団体連絡会 会員一覧 令和5（2023）年4月1日現在

1	iCassa（日本経絡かつさ促進会）
2	NP0 法人あか・しろ・きいろ発達障害者(児)支援の会
3	NP0 法人色えんぴつ
4	インターネットで部活動をしようの会（ネット部会）
5	一般社団法人ウエストコースト
6	英会話同好会 from OTA（EDO 会）
7	一般社団法人 EXPRESSION
8	大田 NP0 活動団体交流会
9	NP0 法人大田区介護支援専門員連絡会
10	公益社団法人大田区シルバー人材センター
11	大田区通所介護事業者連絡会
12	大田区ポール de ウォーク推進協議会
13	おおた高齢者見守りネットワーク（みま～も）
14	おおた・子育てわいわいフェスタ連絡会
15	おおたコマプロジェクト
16	NP0 法人おおた市民活動推進機構
17	おおた社会福祉士会
18	おおた生涯学習世話人会
19	おおた復興支援活動団体協議会（りすこ）
20	おおた・ふぼれんネットワーク
21	NP0 法人大森コラボレーション
22	NP0 法人大森まちづくりカフェ
23	おおもり・まちづくり協議会
24	おとな&こども・ほっとネット
25	蒲田西口商店街振興組合 青年部
26	こらぼ・このはな
27	サードエイジサロン（TAS）
28	NP0 法人茶道キャラバン喫茶去（きっさこ）
29	山王1・2丁目自治会
30	自主学习支援会
31	NP0 法人ジャパンユニバーサルスポーツ・ネットワーク
32	障がい者理解啓発グループおおた～ツタエルチカラ～
33	精神障害当事者会ポルケ
34	NP0 法人世界環境改善連合
35	NP0 法人大身連
36	NP0 法人男女共同参画おおた

37	地方自治を考えるおおた実行委員会
38	NP0 法人ド素人スポーツ
39	一般社団法人ともしび at だんだん
40	一般社団法人虹色の地球（ほし）
41	公益社団法人日本サードセクター経営者協会（JACEVO）
42	一般社団法人日本社会連帯機構
43	NEXPO ふれあいネットワーク
44	NP0 法人ネットワーク Bear
45	羽田ビーチクラブ
46	NP0 法人ふぁみりーサポートちきちきネット
47	ふえみねっと・おおた
48	NP0 法人福祉コミュニティ大田
49	ふれあいこどもクラブ
50	NP0 法人文化活動支援機構フォレスト
51	メイジャ・マクレ大田協会
52	NP0 法人ユースコミュニティ
53	NP0 法人読み聞かせネットワークヒッポ
54	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 東京南部事業本部
	賛助会員
1	大田まち活ネット
2	小川直美
3	庄嶋たかひろ
4	須山加代子
5	まちづくり縁パワメント（縁ばわ）
6	もり愛

おおた区民活動団体連絡会会則

第1条 名称

この会は、おおた区民活動団体連絡会と称します。

第2条 事務所

事務所は、大田区内の代表の団体事務所に置きます。

第3条 目的

この会は、大田区内に本部、または活動拠点をもつ区民活動団体が、その規模や分野にかかわらず、対等な立場で、考え方の違いを認め合い、交流を深めながら、情報・意見の交換などを行います。この会において、それぞれの団体の特性を発揮し、ネットワーク形成の促進をめざし、地域が暮らしやすく元気になることを目的として活動します。

第4条 事業

前条の目的を実現するために、次のような事業を行います。

- (1) 区民活動団体間の連携と協力を進める。
- (2) 講座や学習会などを実施する。
- (3) 行政の事業（大田区区民活動情報サイトや区民活動支援施設など）の活用方法と充実を考える。
- (4) 行政や関係機関との連携と協力を進める。
- (5) 会の活動に必要な事業を実施する。

また、これらの事業を実施するために、適宜、実行委員会を設けます。

第5条 会員

- 1 大田区区民活動情報サイトに登録し、この会の目的に賛同した団体をもって正会員とします。また、この会の目的に賛同し、世話人会が承認した、この会に協力する団体、個人をもって賛助会員とします。
- 2 入会
会員になろうとする団体・個人は、入会申込書を提出し、会費を納入します。
- 3 退会
 - (1) 2年間会費の納入のない場合は、退会とします。
 - (2) この会の目的に沿わない場合は、世話人会の判断をもって退会となる場合があります。

第6条 総会

- 1 総会は、正会員の2分の1以上の出席（書面による委任を含む）をもって成立します。議決は、出席した正会員の過半数をもって決定します。
- 2 総会の開催

定期総会は、年1回開催します。

臨時総会は、3分の1以上の正会員の要請があったとき、または世話人会が必要と認めたときに開催します。

3 総会の役割

- (1) 世話人の選出
- (2) 事業報告・決算の決定
- (3) 事業計画・予算の決定
- (4) 会則の改定
- (5) その他、総会で決定することが望ましいと世話人会で判断された事項

第7条 世話人会

- 1 世話人は、正会員から選出し、5名以上で構成します。
- 2 世話人会は、共同代表3名、会計1名、監査1名を置きます。
- 3 世話人の任期は、1年とします。ただし、再任は妨げないものとします。
- 4 世話人会は、年4回以上必要に応じて開催します。
- 5 世話人会は、この会の運営について協議します。また、事業を実施するために、会員に呼びかけて、実行委員会を設けます。
- 6 世話人会における情報は、会員に公開され、共有されます。

第8条 会費

年会費は、正会員・賛助会員ともに3,000円とします。

第9条 事業年度

事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とします。

第10条 個人情報の取り扱い

この会がその活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとします。

附則

この会則は、平成23年4月16日より施行されます。

平成29年10月1日より連絡会事務所は「大田区蒲田本町2-12-1 松井ビル1階 特定非営利活動法人福祉コミュニティ大田」内に置くことと世話人会で確認されました。

おおた区民活動団体連絡会 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とは、「入会申込書」などにより同意を得て共同代表に提出された個人が特定される事項とする。

(同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消することができる。

- 2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配付しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 連絡、会費請求、その他文書の送付
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 事業実施時などの名簿及び記録の作成

(管理)

第7条 個人情報は共同代表又は共同代表が指定する世話人が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は共同代表又は共同代表が指定する世話人立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

入会申込書 / 連絡先・代表者名等 変更届

おおた区民活動団体連絡会あて

FAX 03-5713-2348

(NPO 法人福祉コミュニティ大田内)

[↓いずれかに✓]

☐ おおた区民活動団体連絡会に 正会員として 入会を申し込みます。

賛助会員として [←いずれかに○]

* 正会員となるには、大田区区民活動情報サイト(オーちゃんネット)への登録が必要です。【会則第5条】

☐ 下記の項目について、変更を届け出ます。

* 団体名(個人賛助会員の場合は氏名)と変更する項目をご記入ください。

記入日 年 月 日

団体名(団体会員) 又は 個人名(個人会員)			
代表者名 (団体会員のみ)		連絡担当者名 (団体会員のみ)	
住所	〒 (個人宅の場合は氏名も記載)		
電話番号		FAX 番号	
メール アドレス	その他の変更・退会等の ご連絡記入ください		

☆いただいた情報は、「連絡、会費請求、その他文書の送付」「会員名簿の作成」にのみ使用します。

◎ 会費(正会員、賛助会員とも年3,000円)は、世話人に手渡すか下記口座に振り込んでください。

※ なお、お振込の際は、振込人の名称から「特定非営利活動法人」等の法人呼称を外すか、「トクヒ)」のように略してください(受取側の通帳に、団体名が印字されるようにするためです)。

ゆうちょ銀行 記号 10190 番号 65578481 名前 オオタクミンカツドウダンタイレンラクカイ	*他金融機関から振込される場合 店名 オーハ(読みゼロイチハチ) 店番 018 預金種目 普通預金 口座番号 6557848
<内部確認用> ☐ 年会費3000円の領収確認 年 月 日 確認者名 ☐ メーリングリスト登録確認 ☐ その他の連絡方法等の確認	

後援申請書

おおた区民活動団体連絡会あて

FAX 03-5713-2348

(NPO 法人福祉コミュニティ大田)

おおた区民活動団体連絡会に下記イベントの後援を申請します。

毎月中旬に開かれます世話人会にて承認を取りますので、月の中旬までにご提出をお願いします。

記入日 年 月 日

イベント名			
開催予定日		年 月 日 ()	
企画内容		案内等あれば添付お願いします。その場合は特に内容の記載はいりません。	
団体名（団体会員） 又は 個人名（個人会員）			
連絡担当者名			
団体 住所	〒（個人宅の場合は氏名も記載）		
電話番号		FAX 番号	
メール アドレス			

☆いただいた情報は、「連絡、その他文書の送付」「会員名簿の確認」にのみ使用します。

会員団体が主催しているイベントに限ります。

実行委員会形式での開催の場合、実行委員会に会員団体が団体として入っている場合に限りま。

後援について承認を得た場合、案内に後援・おおた区民活動団体連絡会 と入れることができます。会員
メーリングリストで広報することができます。また、毎年作成している区民活動団体データブック発送
時に時期があれば案内を同封することができます。